

承認第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年1月17日

木津川市長 谷口 雄一

記

令和6年度木津川市一般会計補正予算第7号について

令和 6 年度

一般会計補正予算第 7 号

京都府木津川市

令和 6 年度 木津川市一般会計補正予算第 7 号

令和 6 年度木津川市の一般会計補正予算第 7 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 251,543 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,532,205 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 17 日専決

木津川市長 谷口 雄一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳 入 合 計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
6,167,290	251,543	6,418,833
1,618,050	251,543	1,869,593
35,280,662	251,543	35,532,205

歳出

款	項
3 民生費	
	1 社会福祉費
歳 出 合 計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
15,629,410	251,543	15,880,953
7,142,985	251,543	7,394,528
35,280,662	251,543	35,532,205

令和 6 年度

予算に關する説明書

(一般会計)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
15 国庫支出金	6,167,290
歳入合計	35,280,662

(単位:千円)

補正額	計
251,543	6,418,833
251,543	35,532,205

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	15,629,410	251,543	15,880,953
歳出合計	35,280,662	251,543	35,532,205

(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
251,543	0	0	0
251,543	0	0	0

2 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	1,046,533	251,543	1,298,076
計	1,618,050	251,543	1,869,593

区分	金額	節	説明
		節	
1 総務管理費補助金	251,543	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金・増	

3 歳出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国府支出金	地方債	
1 社会福祉総務費	1,348,020	251,543	1,599,563	251,543		
	(特定財源内訳)			251,543		
	物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金					
計	7,142,985	251,543	7,394,528	251,543	0	0

区分	金額	節	説 明
		節	
1 報酬	560	○低所得者支援給付金支給事業費 パートタイム職員報酬	251,543 560
3 職員手当等	600	職員手当 職員共済組合負担金	600 40
4 共済費	100	社会保険料 パートタイム職員通勤費用弁償	60 32
8 旅費	32	消耗品費 通信運搬費	124 917
10 需用費	124	口座振込手数料 給付金窓口業務委託料	1,321 4,975
11 役務費	2,238	電算システム保守委託料 低所得者支援給付金（非課税世帯分）	5,914 213,000
12 委託料	10,889	低所得者支援給付金（こども加算分）	24,000
19 扶助費	237,000		